

西原町 AI オンデマンド交通実証運行運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、「西原町 AI オンデマンド交通実証運行運営業務委託（以下「本業務」という。）」の受託事業者としての優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 委託業務名

西原町 AI オンデマンド交通実証運行運営業務委託

(2) 業務委託期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

(3) 業務目的

本町にとって持続可能かつ有効な公共交通網の構築に向け、地域の実情に応じた新たな交通サービスの実現のため、AI オンデマンド交通を導入する。特に、交通空白地域における移動手段の確保及び高齢者等の日常生活（通院・買い物等）の利便性向上を図るとともに、実証運行を通じて本格運行に向けた課題整理及び事業性の検証を行う。また、実証運行における効果検証を行いながら、現在策定中の西原町地域公共交通計画へ反映しつつ、住民の日常生活を支える移動手段として定着していけるよう、施策に位置付けることを検討する。

(4) 提案上限額

16,005,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は、事業規模を示すための額であり、予定価格及び契約金額ではない。ただし、提案額（参考見積額）が提案上限額を超過した場合は、失格とする。

3. 応募資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。また、複数の事業者で構成する共同企業体として参加する場合、代表事業者以外の事業者は、次に掲げる要件のうち（1）以外の要件を満たすものであること。なお、参加する事業者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。また、共同企業体を構成するすべての事業者は、本業務の履行について連帯して責任を負うものとする。

(1) 令和 3 年 4 月 1 日以降（過去 5 年間）において、地方公共団体から受注した、AI オンデマンド交通導入・運用の業務実績を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

- (3) 公租公課について滞納が無いこと。
- (4) 公告日において、西原町から指名停止を受け、指名停止期間中とされた者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号に規定される暴力団、それらに關係するもの及びそれらを益するもののいずれでもないこと。また、役員をはじめとして従業員が第6号の暴力団員、暴力団關係者、暴力団並びに暴力団員等に協力する者のいずれにも該当しないこと。
- (6) 本業務の実施にあたり、十分な業務遂行能力と適正な執行体制を有し、業務進捗状況や業務内容に関する打ち合わせ及び本町からの指示等に対して、迅速かつ柔軟に対応できる者であること。

4. 応募方法

- (1) 応募に係る關係資料の交付期間

公告日から令和8年8月7日（金）

- (2) 交付場所及び方法

西原町役場総務部企画財政課窓口及び町ホームページの關係資料の掲載

- (3) 応募に係る質問の受付

本要領等に関して疑義がある場合には、質問書【様式A】を記入し、電子メールにより提出すること。

（件名を「【質問書】西原町 AI オンデマンド交通実証運行運営業務委託」とすること）

- ① 質問書受付期限：令和8年8月3日（月）17時00分まで（必着）

- ② 提出場所：西原町役場 総務部 企画財政課 企画調整係

電子メールアドレス seisaku@town.nishihara.okinawa.jp

- (4) 質問に対する回答

- ① 回答日時：令和8年8月5日（水）

- ② 回答方法：質問者が特定できないよう加工し、質問一覧を町ホームページへ掲載。

5. 参加意向申出書等の提出

- (1) 提出期限

公告日から令和8年8月7日（金）17時00分まで（必着）

- (2) 提出書類及び部数

- ア プロポーザル参加意向申出書・・・・・・・・・・・・・【様式第1号又は様式B】
- イ 企業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【任意様式】
- ウ 業務実績調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【任意様式】
- エ 配置予定業務責任者の経歴等及び県内常駐の有無・・・・・・・・・・・・・【任意様式】
- オ 法人税、県税、市町村税、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書等（直近1か年分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【納税証明書】

- カ 共同企業体結成届兼委任状（※該当する場合）・・・・・・・・・・【様式 C】
キ 共同企業体協定書（※該当する場合）・・・・・・・・・・【任意様式】
ク 担当者連絡先及びメールアドレス・・・・・・・・・・【任意様式】

※提出部数については、1 部とする。

※共同企業体で参加する場合は、ア（様式第 1 号）の代わりに様式 B を提出すること。

また、カ（様式 C）及びキ（共同企業体協定書）を必ず提出すること。

※イは、既存資料（パンフレット等）でも可とする。

※ウについては、構成員の実績数を合計してよい。ただし、同契約業務は 1 件とする。

また、記載のある業務実績については、地方公共団体等から発行された「完了検査合格証」等の業務の完了を証する書類の写しを添付すること。

※オは、発行後 3 カ月以内のものとし、写し可とする。

(3) 提出方法及び場所

西原町役場総務部企画財政課まで持参又は郵送で提出すること。

なお、郵送の場合は、期限までに必着であることに留意すること。

〔郵送先〕 〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城 140 番地の 1
西原町役場 総務部 企画財政課 企画調整係 宛

6. 参加資格の審査

(1) 参加資格審査及び審査結果の通知

- ① 参加意向申出書等を提出したすべての事業者に対して、応募資格要件を満たすもの（以下「提案資格者」という。）に該当するか参加資格審査を行い、審査結果を参加資格確認通知書【様式第 2 号】にて電子メールにより通知する。
- ② 提案資格者が 4 社以上の場合は、参加意向申出書等で提出のあった書類について、別に定める書類審査評価基準等による書類審査を行ったうえで、原則として 3 社を選定する。なお、書類審査は、あくまでプレゼンテーション審査への参加者を選定するために事務局が実施するものであり、その結果はプロポーザル審査会における審査基準には反映されない。
- ③ 選定された事業者に対しては、結果通知書に加えてプロポーザル関係書類提出依頼書【様式第 3 号】も合わせて通知する。
- ④ 提案資格者が 3 社以下の場合は、書類審査は行わず、応募資格要件の適合を確認したうえで、プレゼンテーション審査の対象とする。
- ⑤ 書類審査を実施する場合、審査結果に対する問い合わせには応じないものとする。

(2) 書類審査評価基準等

書類審査における審査項目及び評価基準等は、別紙 1「書類審査評価基準等」のとおりとする。

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

プロポーザル関係書類提出依頼日から令和 8 年 8 月 27 日（木）17 時 00 分まで（必着）

(2) 提出書類及び部数

- ア 提案書（かがみ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式第 4 号又は様式 D】
イ 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【任意様式】
ウ 参考見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【任意様式】

※提出部数については、ア、ウは各 1 部、イは 9 部準備すること。

※共同企業体で参加する場合は、ア（様式第 4 号）の代わりに様式 D を提出すること。

(3) 企画提案書の作成要領

- ① 企画提案書は、A4 縦・横書き・左長辺綴・10 枚以内とする。
（表紙含む、両面印刷の場合は 20 頁以内まで可、A3 折り込み可）
② 提案内容は、企画提案仕様書の「5.業務内容」の各項目を網羅し、以下について提案すること。（文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図等の挿入は可）

項目	記載内容
実施方針・業務フロー・工程管理	履行可能な業務フロー及びスケジュールを提案すること。
AI オンデマンド交通運行システム構築	仕様書に掲げる業務内容を踏まえ、以下のテーマにおける考え方や実現方法等を具体的に提案すること。 ・デマンド配車システム全般 ・システム操作性
プロジェクトマネジメント	業務進捗管理や地域の合意形成、利用促進に向けた支援等について実現方法等を具体的に提案すること。
技術的提案、その他独自提案	デジタルに不慣れな利用者への対応や本格運行に向けての持続性について提案すること。 その他、専門的立場から、町民の利便性や効率的な運行につながる創意工夫について提案すること。

- ③ 記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門用語や略語には注釈を付すなど専門知識を有しないものに対する配慮をすること。
④ 参考見積書は、企画提案仕様書の業務内容をもとに単価、数量、内訳等の見積条件を明記し、本業務を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

(4) 提出方法及び場所

西原町役場総務部企画財政課まで持参又は郵送で提出すること。

なお、郵送の場合は、期限までに必着であることに留意すること。

[郵送先] 〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城 140 番地の 1
西原町役場 総務部 企画財政課 企画調整係 宛

8. 企画提案書等の審査（プレゼンテーション審査）

(1) 審査・評価方法

企画提案書等の審査にあたっては、西原町プロポーザル実施要綱（平成 26 年要綱第 34 号）第 5 条に基づく審査会を設置し、別に定める評価基準等についてプレゼンテーションによる審査・評価を行い、本業務委託契約の優先交渉権者を特定する。

(2) プレゼンテーション審査

- ① プレゼンテーション審査は原則、対面形式によるものとする。なお、審査の実施場所及び日時等については、令和 8 年 8 月 28 日（金）までに企画提案等提出者へ電子メールにより通知する。
- ② 審査時間は、プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 15 分程度とする。ただし、パソコン等を使用する場合は、プレゼンテーション前に 5 分間の準備時間を設ける。

(3) プレゼンテーション審査評価基準等

プレゼンテーション審査における審査項目及び評価基準等は、別紙 2「プレゼンテーション審査評価基準等」のとおりとする。

(4) 審査結果及び特定通知

- ① プレゼンテーション審査の結果は、すべての提案者に対して結果通知書【様式第 7 号】の書面による通知によって行う。その際、最も高い評価を得た事業者を優先交渉権者として特定し、契約手続きについて別途連絡する。
- ② 審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

(5) 契約協議

- ① 本プロポーザルは、本業務委託契約の優先交渉権者を特定するためのものであり、契約締結を保証するものではない。
- ② 契約に係る仕様書については、企画提案書及び優先交渉権者からの提案内容をもとに作成し、見積書を徴したうえで、予算の範囲内において契約を締結する。この場合の契約締結額は、提出された参考見積書の額と同額とならない場合がある。
- ③ 優先交渉権者との契約協議が整わない場合は、プレゼンテーション審査結果の次点者を優先交渉権者として再特定し、契約協議を行うこととする。
- ④ 優先交渉権者が町と本業務の契約を締結しようとする際は、西原町契約規則（平成 19 年規則第 5 号）第 7 条第 1 項に準じ、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めるものとする。ただし、同条同項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

9. 公募スケジュール（予定）

(1) 公募開始	7月27日（月）
(2) 質問締切	8月3日（月）
(3) 質問回答	8月5日（水）
(4) 参加意向申出書等提出期限	8月7日（金）
(5) 参加資格審査結果通知	8月12日（水）
(6) 企画提案書等提出期限	8月27日（木）
(7) プレゼンテーション審査	9月1日（火）
(8) 審査結果通知（優先交渉権者特定通知）	9月2日（水）
(9) 委託契約締結	9月上旬

10. その他留意事項

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 提出期限を過ぎて、関係書類等が提出された場合
 - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ③ 本要領に違反すると認められる場合
 - ④ 事務局があらかじめ指示した事項に違反した場合
 - ⑤ その他特定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出された関係書類等に疑義がある場合は、事務局より応募者へ質問することがある。
- (4) 本プロポーザル参加に係る経費は、すべて応募者の負担とする。
- (5) 本プロポーザルに係る提出書類等は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、提出された企画提案書等は返却しない。
- (6) 優先交渉権者の特定にあたっては、提案内容を総合的に評価し、決定するため、業務趣旨に合致しない個別事項については、本町と優先交渉権者間で協議のうえ是正し、実施することとする。よって、提案内容のすべてを実施することを保証するものではない。
- (7) 本要領に定めるもののほか必要な事項は、事務局が別に定める。

11. 問合せ先（事務局）

〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城 140 番地の 1
西原町役場 総務部 企画財政課 企画調整係
TEL：098-945-4533 ／ FAX：098-946-6086
メールアドレス：seisaku@town.nishihara.okinawa.jp